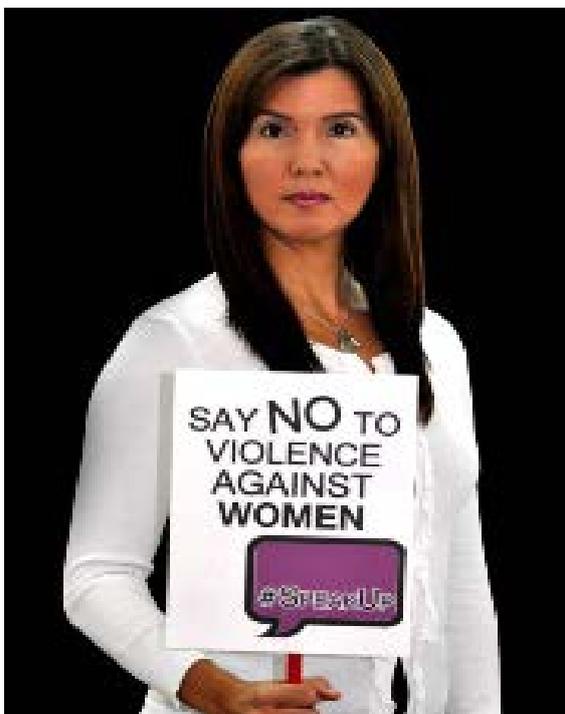


フィリピンにおける女性に対する暴力の蔓延

アリサ・フニオ（フィリピン）

「女性に対する暴力は公衆衛生上の問題であるだけでなく、女性の人権の根本的な侵害にあたる（2013年世界保健機関）」といわれています。世界保健機関、ロンドン大学公衆衛生学・熱帯医学大学院、および南アフリカ医学研究協議会の報告書によると、女性に対する暴力のうち2つの形態が多発しているといえます。すなわち、親密なパートナーによる暴力（IPV：intimate partner violence）と非パートナーによる性的暴力（non-partner sexual violence）です。（2013年世界保健機関）。そして世界の女性の35%が、これらの形態の暴力（前者では肉体的／性的暴力、後者では性的暴力）のいずれかを経験しているといえます。女性が遭遇する可能性のある暴力はこのほかにもありますが、この2形態の被害だけでもその件数はとても多いのが現状です（2013年世界保健機関）。



女性に対する暴力撤廃に向けた啓発活動を行う
ピア・カエタノ上院議員

フィリピンでは、政府機関、NGO、女性団体、アドボカシー団体の作成した報告書がいくつもあります。これらの報告書は、共和国法第9262条（通称「女性および児童に対する暴力防止法（anti-VAWC法）」）を順守するために作成されたものです。フィリピン女性が2時間に一人の割合で受けている配偶者からの虐待もまた、深刻な暴力の一つに数えられます（2009年ガブリエラ、2010年ボンコディン他による引用）。フィリピン女性委員会の調査によると、配偶者からの暴力の典型は精神的暴力、無視やネグレクトなどの虐待で、既婚女性の23%がそれを経験しています。既婚女性のうち、夫からの肉体的暴力の被害者は7人に1人である一方、夫からの性的暴力の被害者は8%です（2013年、フィリピン女性委員会）。

フィリピン・ガブリエラ女性党の代表のルース・C. イラガンは「女性に対する暴力の事件は増加しており、その深刻さと凶悪さも増してきている」といっており、女性に対する暴力は蔓延化しています。政府機関、NGO、その他の組織がその根絶運動に奔走する一方で、被害者の多くは沈黙を守りたがり、暴力を振るうパートナーのもとにとどまる道を選んでいきます。サンチェスおよびソブレベガ・チャン（1998年）によると、女性の虐待被害者は、虐待の被害をプライベートな出来事として、その経験について両親や友人に打ち明けることをより好むといえます。

同じ調査の中に、殴打された後どうしたか、という妻に対する質問があります。その回答は次のようなものです。助けを求めることはせず、実家に行ったり、あるいは親戚や友人に連絡をとったりする。中には精神的なサポートを受け、夫に対抗し、殴り返すと回答した女性も数名います。一方で、夫の暴力をプライベートな出来事と考え、第三者の介入の必要性は感じていないというものもありました。同様の質問に対する男性の回答は、妻は自分の振るった暴力の後、黙り込み、泣き、わけのわからないことをしゃべるといったもののほか、やり返したり、子どもを連れて家を出たり、行政などに助けを求めたりする女性は少数派だという回答もありました（サンチェスおよびソブレベガ・チャン、1999年ゲレロ、2010年ボンコディン他による引用）。

アムネスティ・インターナショナル（2004年）は、フィリピンのドメスティックバイオレンスの蔓延を「風土病的」と表現しています（2010年ボンコディン他）。フィリピンの女性に対する暴力の問題に対しては、さまざまな組織や運動によってこれに対抗するだけでなく、あらゆる形態の虐待の被害女性をエンパワーするために個人レベルで行動を起こすことが重要でしょう。